

住宅用火災警報器の設置が必要となります

消防法および西条市火災予防条例の改正によって、戸建住宅や共同住宅などに住宅用火災警報器の設置が義務付けられます。

住宅用火災警報器は、火災で発生する煙を感じて警報するものです。

特に、住宅火災で死に至った原因の7割が「逃げ遅れ」ということから、早期に火災を気付かせる重要な機能を備えています。

■設置義務化の期日

○新築住宅

平成18年6月1日から

○既存住宅

秋の全国火災予防運動

11月9日(水)～15日(火)

秋の全国火災予防運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災の発生を防止して、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的としています。

■運動の重点目標

- 住宅防火対策の推進
- 消火器事故防止対策の推進
- 地域での防火安全体制の充実
- 特定防火対象物などの防火安全対策の徹底
- 小規模雑居ビルなどの消防法令違反対象物の危険性の周知徹底

市消防本部では、ポスターによる啓発や、商店街での立入検査、事業所対抗の屋外消火栓操法大会などの行事を計画しています。

市民の皆さんもこの運動の趣旨を踏まえて、ご家庭や自治会などで火災予防について話し合い、なお一層、安全で住みよいまちづくりにご協力ください。



平成23年6月1日から

■設置が必要な場所

○寝室、階段、廊下

○台所（任意設置）

※自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている場合は不要です。

■悪質業者にご注意ください

市や消防署では、火災警報器などの販売や、業者に販売の委託を行っていません。不適正な価格での販売や、購入を強引に勧める悪質な業者にご注意ください。

■問合せ

○市消防本部予防課

TEL 0897-56-0251

○住宅用火災警報器相談室

TEL 0120-565-911

11月9日は「119番の日」

119番の日は、市民の皆さんに119番通報の大切さを理解してもらおうとともに、市民生活のより一層の安全確保を図ることを目的として制定されました。

119番通報の際は、次のことを、「落ち着いて」「はっきりと」伝えてください。

- ① 何があったか
- ② 発生場所
- ③ 目標となる建物など

火災、救急救助、その他の災害か。

発生場所の近くにある官公庁施設、学校、スーパー、商店など。

④通報者

通報している人（あなた）の氏名、電話番号。

■携帯電話での通報は11月から市消防本部につながります。携帯電話からの通報は、局番なしの「119」で通報ができます。

携帯電話で119番通報をすると、今までは市外の消防本部へつながり、西条市消防本部へ転送されていました。しかし、11月から西条市消防本部が直接受信できるようになりました。

※一部、市の境界付近では、市外の消防本部へ接続される場合があります。

■携帯電話からの通報は次のことに注意してください

○電波の状態によって通報が切れたり、声小さくなる場合があります。もし、通話が切断された場合は、近くの公衆電話や家庭の電話から通報してください。

○走行中の自動車などからの通報は交通違反です。必ず安全な場所に駐車してから通報してください。

○通報後、消防署から状況などの問い合わせをする場合があります。しばらくは電源を切ったり、通話をしたりしないでください。

地域審議会を開催します

地域審議会は、新市建設計画の変更や執行状況などについて、市長から委嘱された委員の皆さんに審議していただくものです。

今回は第3回目となり、左表の日程で開催する予定です。傍聴を希望する方は、直接会場へお越しください。

■問合せ

○市庁舎本館行政改革推進室

地域振興係（内線2533）

○東予総合支所総務課

地域振興係（内線314）

○丹原総合支所総務課

地域振興係（内線230）

○小松総合支所総務課

地域振興係（内線212）

■第3回地域審議会の日時・場所（予定）

審議会名	日時	会場
西条地区地域審議会	11月25日(金) 13時30分	市庁舎本館 5階大会議室
小松地区地域審議会	11月30日(水) 13時30分	小松総合支所 2階ホール
東予地区地域審議会	12月1日(木) 13時30分	東予総合福祉センター 2階会議室
丹原地区地域審議会	12月2日(金) 13時30分	丹原総合支所 3階第31会議室